

第2期栃木市再犯防止推進計画 【概要版】

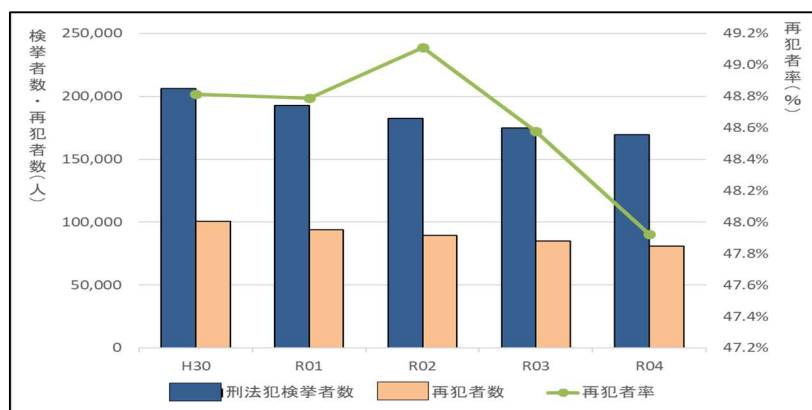
1 はじめに

犯罪をした人たちも、自分らしく健やかに暮らすことのできる「地域共生社会」の実現につなげるべく、その指針となる「栃木市再犯防止推進計画」を策定し、犯罪や非行が起きにくい社会の推進、誰もが安心して暮らすことのできるまち「自立更生の 夢を育む あったかとしぎ」の実現を目指します。

2 栃木市の再犯防止を取り巻く状況

(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

国における、過去5年間（平成30年から令和4年）の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移。近年の再犯者率は48%前後で推移。



(2) 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率

国及び栃木刑務所出所受刑者の、2年以内再入者数及び2年以内再入率の推移。国・栃木刑務所とも、再入率は概ね減少傾向にある。

◇国における出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率◇

年次 (出所年)	出所 受刑者数	うち満期釈放 等出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者	2年以内 再入者数	うち満期釈放 等出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者
H29	21,998人	9,238人	12,760人	3,712人(16.9%)	2,348人(25.4%)	1,364人(10.7%)
H30	21,032人	8,733人	12,299人	3,396人(16.1%)	2,114人(24.2%)	1,282人(10.4%)
R01	19,953人	8,313人	11,640人	3,125人(15.7%)	1,936人(23.3%)	1,189人(10.2%)
R02	18,923人	7,728人	11,195人	2,863人(15.1%)	1,749人(22.6%)	1,114人(10.0%)
R03	17,793人	6,693人	10,830人	2,515人(14.1%)	1,504人(21.6%)	1,011人(9.3%)

◇栃木刑務所出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率◇

年次 (出所年)	出所 受刑者数	うち満期釈放 等出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者	2年以内 再入者数	うち満期釈放 等出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者
H30	308人	104人	204人	30人(9.7%)	17人(16.3%)	13人(31.7%)
R01	290人	87人	203人	23人(7.9%)	13人(14.9%)	10人(5.6%)
R02	260人	68人	192人	28人(10.8%)	15人(22.1%)	13人(10.7%)
R03	220人	52人	168人	20人(9.1%)	8人(15.4%)	12人(8.1%)

3 再犯防止推進計画

(1) 計画の位置づけ

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）第 8 条第 1 項に定める計画として策定します。

なお、本計画については、誰もが安心して暮らすことのできるまちを目指すための基本的な取組みを定める羅針盤とします。

(2) 目標

犯罪の繰り返しを防ぐためには、地域社会における「息の長い支援」が必要であり、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、相談拠点及び民間協力者を含めた地域のネットワーク拠点を構築し、「誰一人取り残さない」誰もが安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指します。

(3) 計画期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

(4) 計画の対象者

再犯防止推進法第 2 条第 1 項で定める「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年）若しくは非行少年であった者」（以下「犯罪をした人等」という。）を本計画の対象者とします。

(5) 基本理念

「自立更生の 夢を育む あったかとしぎ」

福祉の最上位計画である栃木市地域福祉計画に掲げた「あたたかい栃木市を育むという思い」と、「自立更生への夢」を込めて基本理念とします。

(6) 取組みの展開【★：重点取組】

- ① 栃木刑務所の取組み
- ② 住居の確保
- ③ 就労の確保
- ④ 民間協力者の活動の推進 【★】
- ⑤ 地域による包摂の推進 【★】
- ⑥ 学校等と連携した修学支援の実施
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

4 取組みの展開

(1) 栃木刑務所の取組み

現状と課題

栃木刑務所は、女性だけを収容する施設として全国最大規模の刑事施設です。男性受刑者を収容する施設とは異なり、初犯や累犯、刑の重さ、国籍を問わず、あらゆる受刑者を収容していることから、個々の課題に応じた対応が必要となります。

また、65歳以上の高齢者の割合も全体の20%を越えており、福祉的・医療的な配慮が必要な受刑者が多いことや、受刑者の3人に1人が外国人であり、日本語の細かなニュアンスが通じにくく、心情不安定になる受刑者もいる実情の中で、再犯防止に向けた取組みを行っています。

取組みの方向性

受刑者が、犯罪に向き合い、改善更生を図るための各種教育や指導を行うとともに、仮釈放者及び満期釈放者に対し、帰住先の確保、就労の確保、保健医療・福祉サービスの利用に向けた調整など、関係機関等と連携を強化しながら、再入所者を減らすための取組みをさらに充実させていきます。

(2) 住居の確保

現状と課題

満期出所者のうち、約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、再犯に至るまでの期間も、帰住先が確保している人よりもそうでない人の方が短くなっていることが明らかになっています。また、帰住先が決まらない場合、行政サービスの提供などの支援が受けられないといった課題もあることから、適当な帰住先の確保は再犯防止に向けた重要な課題であると捉えています。

取組みの方向性

協力団体や関係機関等と連携のうえ、利用可能な既存の制度等を活用し、的確な住居確保支援を行います。

(3) 就労の確保

現状と課題

刑務所に再び入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であり、また、無職者の再犯率は有職者に比べ約3倍と高くなっています。

生活の安定のための就労の確保は、再犯防止に向けた重要な課題でありますので、関係機関等の協力を得ながら取り組む必要があると考えます。

取組みの方向性

協力団体や関係機関等と連携のうえ、利用可能な既存の制度等を活用（今後立上げを検討していくものについては制度確立後に活用）し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。

(４) 民間協力者の活動の推進 【★】	
現状と課題	
犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生には、地域の方々の理解と協力を得て、社会からも支えを広げ、犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。 そこで、再犯防止や犯罪をした人等の社会復帰支援の重要性についての理解を促進し、犯罪をした人等を地域社会で受け入れる土壌を育てるため、刑事司法関係機関だけでなく、行政と地域の関係団体が主体となった広報・啓発活動を実施し、更生保護活動の活発化を図ります。	
取組みの方向性	
更生保護法人栃木明德会や協力雇用主会などの民間協力者の方々や、保護司会や刑務所などの関係機関等の活動を支援し、更生保護活動の活性化を図ります。	

(５) 地域による包摂の推進 【★】	
現状と課題	
高齢者、障がい者、生活困窮者など、様々な状況に置かれた人がいる中で、一人ひとりの状況に応じた、保健医療・福祉による支援が求められています。 また、地域社会における「息の長い支援」の実現に向け、栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画との連携を図り、「地域共生社会」の実現を目指します。	
取組みの方向性	
犯罪をした者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことが重要であることから、関係機関と連携し、重層的支援体制の整備に努めます。	

(６) 学校等と連携した修学支援の実施	
現状と課題	
非行等に至る過程で、または非行等を原因として、高等学校を中退する人も多く、刑務所に入所する受刑者のうち約６割が高等学校を卒業していないという状況にあります。このような状況に鑑み、学校や地域における非行の防止に向けた取組みや、犯罪をした人等の修学のための支援等が必要となっています	
取組みの方向性	
学校を中心とした地域の関係機関等が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための活動に取り組みます。 また、非行や問題行動のある児童生徒に対しても、関係機関等が連携して一貫した支援や指導を行うことにより、教育を受けられる環境等を整備し、健やかな成長を支えます。	

(7) 再犯防止に向けた基盤の整備
現状と課題
犯罪をした者等が孤立することなく社会復帰するためには、社会全体の理解促進が必要であると考えます。(6)までに掲げた取り組みを効果的に実施するためには、その基盤となる人的・物的体制の整備、効果的な広報啓発活動の実施が必要となります。
取り組みの方向性
毎年7月は「社会を明るくする運動“強化月間”」及び「再犯防止啓発月間」ですので、市が有する様々な媒体を活用し、社会を明るくする運動等の広報活動を後押しし、犯罪をした人等を地域社会で受け入れる環境を整え、地域全体への理解促進に努めます。

5 具体的な活動について

本計画と関わりの深い関係団体等の取り組み、栃木市が行う事業について紹介します。

団体等の名称	関連する取り組み内容
栃木刑務所 【矯正施設】	(1) 栃木刑務所の取り組み (2) 住居の確保 (3) 就労の確保
栃木保護区保護司会 【更生保護ボランティア】	(2) 住居の確保 (3) 就労の確保 (4) 民間協力者の活動の推進 (6) 学校等と連携した修学支援の実施
栃木保護区協力雇用主会 【民間協力者】	(3) 就労の確保 (4) 民間協力者の活動の推進
栃木市更生保護女性会 【更生保護ボランティア】	(4) 民間協力者の活動の推進 (6) 学校等と連携した修学支援の実施
更生保護法人栃木明徳会 【更生保護施設】	(2) 住居の確保 (3) 就労の確保 (4) 民間協力者の活動の推進 (5) 地域による包摂の推進
栃木市 【地方自治体】 重点事業 ◆市営住宅提供事業 ◆栃木市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画との連携 ◆再犯防止推進のための ネットワークの形成	(2) 住居の確保 (3) 就労の確保 (5) 地域による包摂の推進 (6) 学校等と連携した修学支援の実施 (7) 再犯防止に向けた基盤の整備

【市：重点事業】再犯防止推進のためのネットワークの形成

矯正施設や更生保護に携わる関係団体等との「顔の見える関係性」を継続していくとともに、本計画の内容や関連計画等との整合性を確認・検証する場として「栃木市再犯防止推進ネットワーク会議」を設置します。

栃木市再犯防止推進ネットワーク会議

目的

市や矯正施設、更生保護関係団体等が協働し、栃木市における再犯防止に係る施策の展開、情報の共有及びネットワークの構築を目的とします。

構成メンバー（＝とちぎ リ・スタート支援プロジェクト構成メンバー）

更生保護法人栃木明徳会・栃木刑務所・宇都宮保護観察所・栃木保護区保護司会
栃木市更生保護女性会・栃木市社会福祉協議会・栃木市

主な活動内容

○「顔の見える関係性」の継続

満期釈放者等に対する「息の長い支援」を目的に発足した「支援プロジェクト」で構築された“つながり”を活かし、本計画に沿った再犯防止施策の推進に取り組むことで、「顔の見える関係性」を継続させていきます。

○本計画の確認・検証

定例会議を行い、本計画の内容を定期的に確認し、再犯防止施策に係る情報を構成メンバーと共有します。

また、国や県が策定する再犯防止計画や、栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画などの関連計画との整合性を検証するとともに、本計画の改定が必要となった際には、本計画の「策定部会」としての役割を担います。



6 おわりに（市民の皆様へのお願い）

犯罪のない、安全・安心な地域づくりは、市民の皆様の願いです。栃木市は、再犯防止推進法の趣旨に鑑み、これからも犯罪のない地域づくりに力を注いでまいります。

是非とも皆様の寛容な心で温かく見守っていただき、栃木市の再犯防止への取組みに対し、何卒ご理解をいただければ幸いです。そして、地域共生社会の実現に向けてお力添えを賜りたく、心からお願いを申し上げます。